

正しい交通ルールを守る運動推進マーク

岩手の交通安全

2019 7 月号



春の全国交通安全運動開始式及び街頭活動の様子（5月10日 岩手県庁前）

岩手県交通安全対策協議会

令和元年度岩手県交通安全対策協議会事業計画

5月31日、岩手県庁において令和元年度の当協議会総会を開催し、「平成30年度事業報告及び収入支出決算」が承認されたほか、「令和元年度事業計画及び収入支出予算」が決定されました。

なお、事業実施方針及び事業実施計画は次のとおりです。

会員の皆様におかれましては、今後とも広報啓発活動の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

1 事業実施方針

○ 基本方針

人命尊重の理念の下、交通事故の撲滅を目指して、全ての県民が交通安全思想の高揚に努め、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を通じて、安全で快適な交通社会を築くため、県を始めとする関係機関・団体及び地域住民が一体となって、県民総参加による交通安全運動を強力に推進する。

○ 運動の基本

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 被災地域の交通事故防止

○ 正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱に基づく重点項目

- 1 ライトの早め点灯・反射材用品等の着用
- 2 スピードダウンの徹底
- 3 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上
- 4 飲酒運転の根絶

○ 季節運動等

- 1 新入学期の交通事故防止推進期間
(4月6日～4月15日)
- 2 春の全国交通安全運動(5月11日～5月20日)
交通事故死ゼロを目指す日(5月20日)
- 3 夏の交通事故防止県民運動(7月16日～7月25日)
- 4 秋の全国交通安全運動(9月21日～9月30日)
交通事故死ゼロを目指す日(9月30日)
- 5 冬の交通事故防止県民運動(12月13日～12月22日)

○ 交通安全活動の日

- 1 岩手県交通安全の日(毎月1日)
- 2 岩手県自転車安全指導の日(毎月8日)
- 3 岩手県シルバー交通安全指導の日(毎月17日)

○ 年間スローガン

『ゆずり合う 心がつくる 無事故のいわて』



令和元年度総会 (R1 5.31)

2 事業実施計画

○ 啓発活動

1 季節運動等

- (1) 各会員による啓発
- (2) 啓発用ポスター・リーフレット・黄色い羽根等の配付
- (3) コンビニ、道の駅等へのポスター掲示による広報

2 交通事故非常事態宣言発令に伴う広報

- (1) 会長談話の発表
- (2) 会員による広報(バス・タクシーへの掲出他)

3 各種広報事業

- (1) 各会員による広報
- (2) ラジオ(スポットCM)による広報
- (3) ホームページによる広報
- (4) 交通事故発生状況及び交通安全対策情報による広報
- (5) 機関紙「岩手の交通安全」の編集発行

4 高齢者の交通事故防止対策事業

- (1) 安全運転サポート車の試乗体験等を内容とする交通安全教室
- (2) 高齢者行事でのミニ講習及び反射材用品着用推進運動
- (3) 運転免許証自主返納支援策のホームページでの紹介
- (4) 三世代交流交通安全事業の実施
- (5) 高齢者交通安全研修会・講習会の実施
- (6) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施

5 児童生徒の交通安全教育の推進事業

- (1) 交通安全ポスターコンクール作品展の実施
- (2) 高校生交通安全テレビCMコンテストの実施

6 被災地域の交通事故防止対策事業

- (1) 復興関連事業所への情報提供の実施
- (2) コミュニティFMとの連携による広報

7 交通安全功労者等の表彰事業

- (1) 交通安全功労者等の表彰
- (2) 交通死亡事故ゼロ継続市町村の表彰

8 各種共催、後援事業

- (1) 関係機関・団体と連携した共催・後援の実施
- (2) 交通安全パネル展の共催と優秀作品の表彰

○ 県民大会

正しい交通ルールを守る運動県民大会の開催
11月21日 都南文化会館キャラホール

○ 委託事業

1 季節交通安全運動推進事業

- (1) 黄色い羽根購入・配付【再掲】
- (2) 交通安全啓発ポスター・リーフレットの作成配付【再掲】

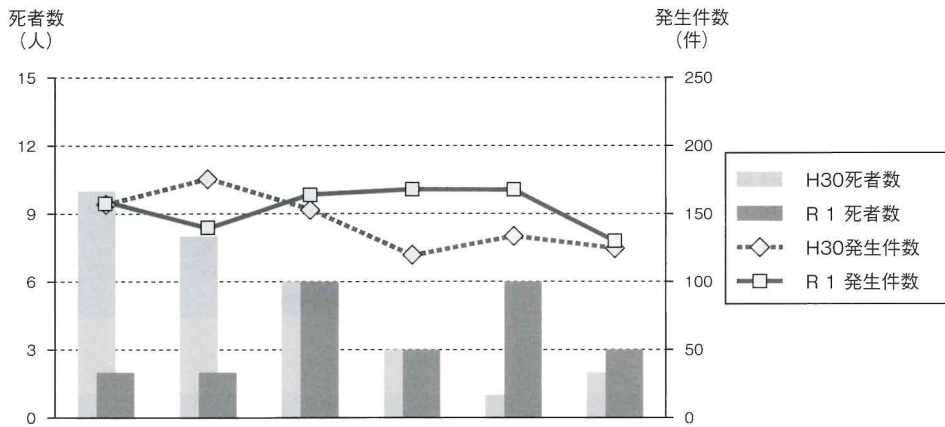
2 交通安全は家庭から運動促進事業

- (1) 三世代交流交通安全事業の実施【再掲】
- (2) 高齢者交通安全研修会・講習会の実施【再掲】
- (3) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施【再掲】

交通事故の概況 (令和元年上半期)

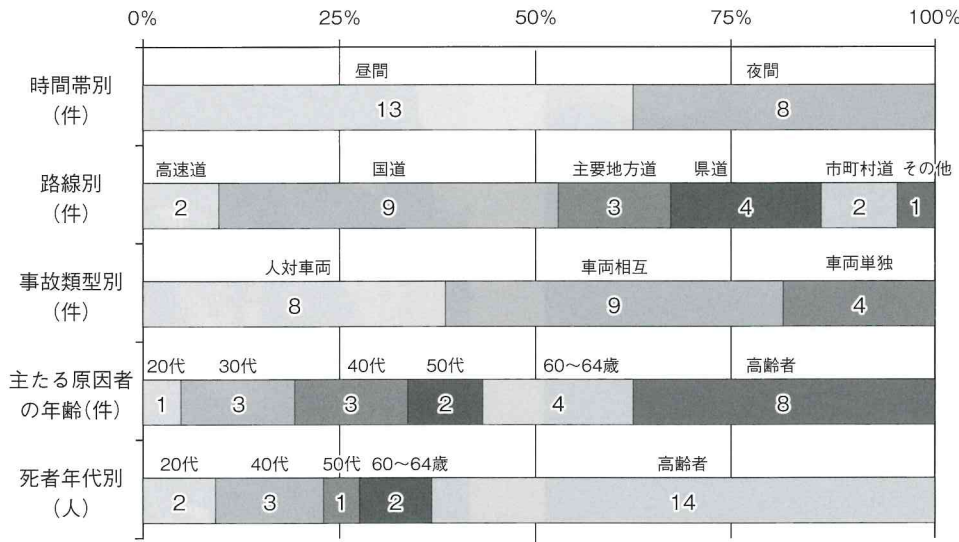
1 令和元年上半期（6月末時点）の交通事故発生状況（概数）

(1) 月別の発生状況



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	前年比	
発生件数	159	140	164	169	169	130	931	65	7.5%
死者数	2	2	6	3	6	3	22	-8	-26.7%
負傷者数	200	170	185	197	207	151	1,110	29	2.7%

(2) 交通死亡事故の状況



2 令和元年上半期（6月末）の高齢者が関係する事故の状況

(1) 高齢者の死亡事故が多い。

死者数22人のうち、高齢者の死者数は14人（前年比-5人）と全体の6割以上を占め、歩行中の事故が多い。

自動車運転中4人（前年比-5人）、歩行中 6人（前年比+1人）

自動車同乗中3人（前年比-1人）、自転車運転中1人（前年比±0人）

(2) 高齢ドライバーの死亡事故が多い。

死亡事故21件のうち、高齢ドライバーによる死亡事故は8件（前年比-5件）と全体の約4割を占め、出会い頭衝突事故が最も多い。

出会い頭衝突3件（前年比+3件）、単独事故2件（前年比-4件）

人対車両 1件（前年比±0件）、追突事故1件（前年比+1件）

右折直進 1件（前年比+1件）、正面衝突0件（前年比-6件）

春の全国交通安全運動で開始式・街頭啓発活動を実施

5月11日から20日までの「春の全国交通安全運動」の実施に合わせて、期間前日の5月10日、岩手県庁前広場において、100人を超える出席者により、開始式と街頭啓発活動を行いました。

開始式では会長である達増知事のあいさつと副会長の島村県警本部長の開始宣言、桜幼稚園園児による誓いの言葉の後、当協議会の会員等が、交通安全の「のぼり旗」を持ち、県庁前の歩道において啓発活動を実施し、交通安全を呼び掛けました。



安全運転サポート車の試乗体験型交通安全教室を開催

6月5日、釜石市のイオンタウン釜石において、安全運転サポート車の試乗体験型交通安全教室を開催しました。

安全運転サポート車の試乗体験は、岩手県自動車販売店協会を通じて、県内6つの自動車ディーラーの協力をいただきました。また、JA共済連岩手、JAF岩手支部、岩手県交通安全協会から出展いただいた体験型交通安全資機材の体験講習も合わせて行い、参加者の交通安全意識の高揚を図りました。

【安全運転サポート車試乗体験】



【県交通安全協会：クイックアーム】



【JA共済連岩手：ドライブシミュレータ】



【JAF岩手支部：シートベルトコンビンサー】



安全運転サポート車(サポカー／サポカーS)について

出典：経済産業省ウェブサイトより

「サポカー」「サポカーS」とは？



セーフティ・サポートカー [サポカー]

被害軽減（自動）ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車



セーフティ・サポートカーS [サポカーS]

被害軽減（自動）ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車



【ワイド】

被害者軽減（自動）ブレーキ（対歩行者）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1、車線逸脱警報※2、先進ライト※3



【ベーシック+】

被害者軽減（自動）ブレーキ（対車両）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1



【ベーシック】

低速被害軽減（自動）ブレーキ（対車両）※4
ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1

※1 マニュアル車は除く。※2 車線維持支援装置でも可。※3 自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯を言う。※4 作動速度域が時速30km以下のもの。

運転者の交通事故低減に有効！

75歳以上の運転者による死亡事故件数は、全国的には近年横ばいで推移していますが、死亡事故件数全体が減少傾向にあるため、その占める割合は増加しています。

2016年中の75歳以上の運転者による死亡事故は、75歳未満の運転者に比べブレーキとアクセルの踏み違いによる事故の占める割合が8.7倍高いほか、工作物衝突や逸脱事故等の車両単独の占める割合が高いことが明らかになっています。

このような状況から、先進安全技術を搭載した安全運転サポート車は、交通事故低減に有効であるとされています。



事故の発生防止・被害軽減のための「先進安全技術」

被害軽減（自動）ブレーキ（対車両・対歩行者）



> 危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。

車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報します。さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動します。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置



> 駐車スペースから出る時などの、誤操作による急加速を防ぐ。

停止時や低速走行時に、車載レーダー等が前方や後方の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合には、エンジン出力を抑える等により、急加速を防止します。

車線逸脱警報



> 車線を検知して、はみ出しを警報。

車載カメラにより道路上の車線を検知し、車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合には、運転者に対して警報します。

先進ライト



> ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。

前方の先行車や対向車等を検知し、ハイビームとロービームを自動的に切り替える自動切替型前照灯、ハイビームの照射範囲のうち当該車両のエリアのみを部分的に減光する自動防眩型前照灯のほか、配光可変型前照灯があります。

先進安全技術は、安全運転を支援しますが、交通事故を完全に防ぐものではありません。

サポカー、サポカーSに登載されている先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立ちますが、これらの技術は万全のものではなく、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

お知らせ

市町村交通災害共済

交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。

- 加入対象者 県内の市町村に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- 共済期間 令和元年8月1日～令和2年7月31日
- 掛金 1人400円
- 見舞金の支給内容 死亡及び重度後遺障害等…1,100,000円
入院1日につき……………2,000円
通院1日につき……………1,000円
(ただし、ケガの場合は20,000円から300,000円の範囲内)
- 申込先・申込期間 県内の金融機関…6月3日～9月30日
市役所、町村役場担当窓口…随時
- 問合せ先 市役所、町村役場の担当窓口
岩手県市町村総合事務組合 電話 019(622)6279



自転車を安全に利用するために

道路交通法では、自転車は「車両」の一種「軽車両」となっており“乗れば車の仲間入り”です。交通ルールの遵守はもちろんのこと、自転車の利用マナーを守り安全に乗りましょう。

■自転車に乗るときは「自転車安全利用五則」を守りましょう！

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

■対人傷害等保険に加入しましょう！

万が一自転車で事故を起こした時は、被害者の方の受けた損害を賠償しなければなりません。損害賠償を確実に行うことができるようにするためにTSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。「私だけは事故を起こさない」と過信せず、万が一の事故に備えて保険には確実に加入しておくようにしましょう。

■TSマークについて

○TSマークとは？

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼るシールのことで、このTSマークには傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金（赤色のみ）が付帯しています（付帯保険）。青色マーク（第一種）と赤色マーク（第二種）があり、賠償内容が違います。

○TSマーク付帯保険とは？

TSマークに付帯された保険です。保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のTSマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となります。

保険の有効期間は、TSマーク記載の点検日から1年間です。



編集・発行 岩手県交通安全対策協議会
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部県民くらしの安全課内
TEL：019(629)5330 FAX：019(629)5279